

# 農業の担い手確保 政策提案 報告書

～若者が拓く島根の明日～

平成24年12月25日

【農業の担い手確保検討グループメンバー】

|            |         |       |
|------------|---------|-------|
| 政策企画監室     | 主事      | 梶 裕典  |
| 農村整備課      | 主任      | 松本 幹史 |
| 東部農林振興センター | 主任農業普及員 | 三輪 美保 |
| 東部農林振興センター | 農業普及員   | 清水 学  |
| 雇用政策課      | 主事      | 井田 千尋 |
| 矢上高等学校     | 主事      | 塚本 孝之 |
| 益田養護学校     | 主事      | 出雲あすみ |

# 目次

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>1 島根県の「農業の担い手対策」現状と課題</b> | <b>1</b>  |
| <b>2 関係者との意見交換</b>           | <b>3</b>  |
| (1) 意見交換した関係者                |           |
| (2) 主な意見                     |           |
| <b>3 政策の方向性</b>              | <b>9</b>  |
| (1) 受け入れ体制の充実対策              |           |
| ○農業への理解醸成・ファンづくり             |           |
| ○雇用の受け入れ                     |           |
| ○地域の受け入れ                     |           |
| (2) 所得確保対策                   |           |
| ○初期投資の負担軽減                   |           |
| (3) 農福連携の推進                  |           |
| <b>4 具体的な施策</b>              | <b>13</b> |
| (1) 受け入れ体制の充実対策              |           |
| ○農業への理解醸成・ファンづくり             |           |
| 1 就農意識啓発推進事業                 |           |
| 2 学校・地域・農業連携支援事業             |           |
| 3 しまね Super 大使吉田くん*農業タイアップ事業 |           |
| 4 しまね農産品のファンづくり事業            |           |
| ○雇用の受け入れ                     |           |
| 5 雇用就農支援事業                   |           |
| ○地域の受け入れ                     |           |
| 6 求人カードの作成推奨モデル事業            |           |
| 7 農業体験ツアー事業                  |           |
| 8 新規就農者受け入れ表彰事業              |           |
| (2) 所得確保対策                   |           |
| ○初期投資の負担軽減                   |           |
| 9 のれん分け販売グループ形成支援事業          |           |
| 10 産地を支えるリース団地事業             |           |
| 11 農業資産継承促進事業                |           |
| 12 「農業法人を地域で支える農業ファンド」育成支援事業 |           |
| (3) 農福連携の推進                  |           |
| 13 ユニバーサル農園検索システム整備事業        |           |
| 14 農福連携支援体制づくり事業             |           |
| 15 農福お見合い事業                  |           |
| <b>5 おわりに</b>                | <b>34</b> |

## 1 島根県の「農業の担い手対策」現状と課題

農業の担い手として、新規就農者(自営就農、雇用就農、半農半X)、認定農業者、集落営農組織、農外企業参入が挙げられる。

近年、新規就農者数について、自営就農は一定数を維持しているが、雇用就農者数の影響により、平成21年をピークに減少に転じている。認定農業者数は、農業法人の認定数は増加しているが、全体として減少している。集落営農組織数および農外企業参入数は、戸別経営が減少し、組織として集落を守る・農地を活用する必要性が増したことから増加傾向となっている。

農業就業人口は、平成22年に32,271人で、平成2年対比48.9%(65,963人)となり、平均年齢は、平成22年は70.1歳と、平成7年の63.4歳から6.7歳増加している。また、農業産出額は、減少傾向となっている。

こうした農業従事者の減少、高齢化の進行の下、担い手の育成・確保は、県および地域の喫緊かつ重要な課題であり、現在、本県において、島根総合発展計画第2次実施計画および新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プランにおいて、農業の担い手対策を展開している。

(施策体系)

### 島根総合発展計画 第2次実施計画

#### 政策Ⅰ 活力あるしまね

- 2 自然が育む資源を活かした産業の振興
- 3 農林水産業の担い手の育成・確保

#### 政策Ⅱ 安心して暮らせるしまね

- 5 生活基盤の維持・確保
- 6 地域コミュニティの維持・再生

### 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン

#### 「新規就農者の育成・確保プロジェクト」

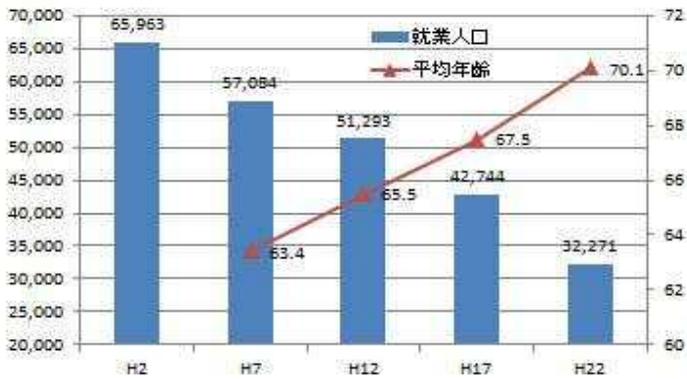
- ・農業志向者の確保
- ・就農支援(自営就農、雇用就農、半農半X)
- ・フォロー体制の強化
- ・中間雇用機能を含めた研修農場の検討・設置
- ・農福連携の体制づくりと推進

#### 「集落営農の強化による地域の維持・活性化プロジェクト」

- ・集落ビジョンとその実現に向けた活動支援
- ・担い手不在集落における組織化の推進
- ・サポート経営体の育成・確保と経営体への負担軽減に向けた支援体制の構築
- ・農外も含めた事業拡大に向けた組織運営体制の構築
- ・直払い協定、自治会組織等との連携による担い手不在集落の解消
- ・安定した組織運営のための広域協働体制の構築と支援策の構築

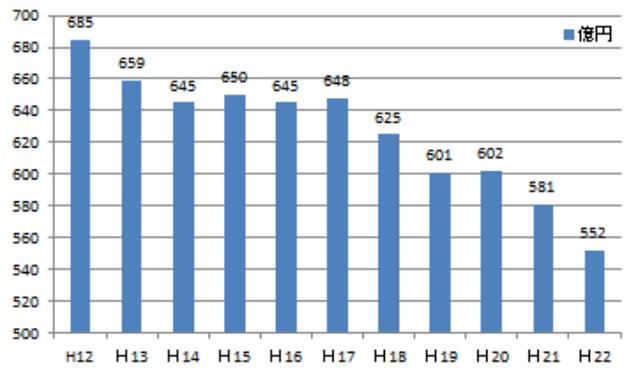
(参考データ)

農業就業人口と平均年齢



(農業経営課・農林水産省HP(生産所得統計))

農業産出額



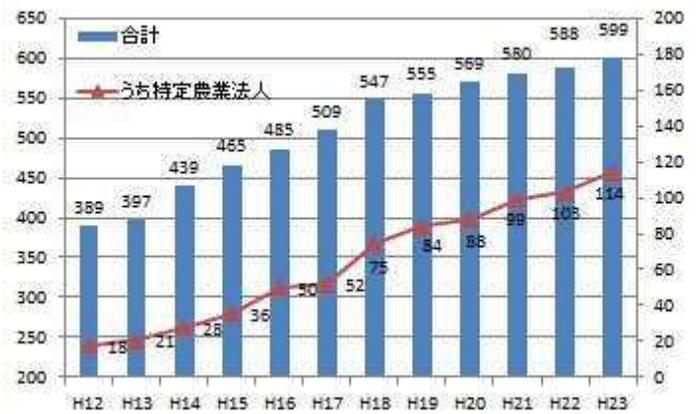
(農業経営課・2010年農林業センサス)

認定農業者数



(農業経営課)

集落営農組織数



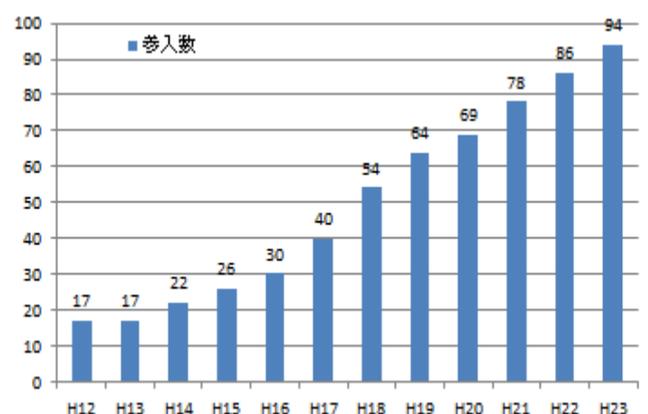
(農業経営課)

新規就農者数



(農業経営課)

農外企業参入数



(農業経営課)

## 2 関係者との意見交換

農業の担い手確保について施策に反映させるため、農家および教育現場・農業担当行政との意見交換を行った。

### (1) 意見交換した関係者

| 対 象         | 主な内容                | 組織数 |
|-------------|---------------------|-----|
| 農業関係学校      | 卒業生の進路、農業関連の取り組み    | 5   |
| 先進的な農業者     | 研修生の受入れ、雇用就農、行政への要望 | 7   |
| 新規就農者・青年農業者 | 就農経緯、経営概要、行政への要望    | 8   |
| 関係機関        | 担い手確保の現状と対策、取り組み概要  | 9   |
| 合 計         |                     | 29  |

### (2) 主な意見

| 対象     | ご意見   |
|--------|---|
| 農業関係学校 | <p>(高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当初から農業を志して入学する生徒は僅かである。</u></li> <li>・<u>農業に対して職業観が乏しい生徒が多いのではないか。</u></li> <li>・農家などでのインターンシップや夏休みに先進地研修などを実施している。</li> <li>・農業関係の進学先として、農林大学校や大学に進む生徒が増加傾向である。</li> <li>・進路は、県内がほとんどである。</li> <li>・農林大学校へ進学してから就農することは現実的な方法であり、就農に関しては農林大学校に期待している。</li> <li>・介護士、保育士など他の分野での就職も多く、他産業に行っても農業というキーワードを活かしてくれたら嬉しい。</li> <li>・農家出身者でないと、保護者も農業就職のイメージがわきにくいのではないか。</li> <li>・<u>就職、就農について、保護者の理解が重要である。</u></li> <li>・<u>早めに求人票が提出されると就職(雇用就農)の選択肢に入ると考える。</u></li> </ul> <p>(農林大学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、高校卒業後に農林大学校を志望する生徒が増加、農業高校との連携ができつつある。</li> <li>・<u>入学者は、農家と非農家は概ね半々で、農家の多くは兼業。</u></li> <li>・<u>入学時の進路希望として、雇用就農が3分の2、自営は1割未満、その他は関連業者。</u></li> <li>・進路は、ほとんどが県内就職で、95%以上が地元に残る。近年、卒業生の就農率は5割を超えるが、その多くは雇用就農。</li> <li>・<u>雇用先の不足(地域的あるいは経営部門のミスマッチ)、就業条件(手当、賞与、昇給等)が不安定、求人時期が遅れがち、ということが課題である。</u></li> </ul> |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>(農林大学校生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業高校卒業ではなくても、技術習得に不安はない。</li> <li>・<u>いきなり自営就農だとノウハウがなく不安なので、最初は雇用で助言を受けたい。</u></li> <li>・都会に比べ田舎は落ち着くことを実感し、出雲に帰りたと思った。<u>雇用就農後、できると思ったとき自営就農したい。</u></li> </ul>   |
| <p>先進的な農業者</p> | <p>(農業法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生はすぐに現場に出る。地元の集落やその他の地域。基本的には、機械をしっかりと使えるように指導する。このことは、地元の集落営農のオペをするときにもかなり役立つ。地元の信頼を得るためにも必要不可欠。何よりも地元へ貢献することが必須。</li> <li>・(とくに中山間地域では)農業だけではなく、その他の何かとの組合せが必須。加工もそのひとつ。</li> <li>・<u>中山間地域等では、暮らしのなかに農があることは間違いない。農を切り口にした総合的な産業育成、農を軸とした起業に可能性がある。関連産業も含めて組み合わせるといことが必要だろう。忘れてならないことは、人が暮らす場であるということ。</u></li> <li>・<u>新規就農者の受け入れは、地域力の範囲内で行うことが大切。この地域力を高める点において行政ができることがあるのではないか。</u></li> <li>・補助金などがあまり自由すぎるのもどうかと思う。経営感覚、自立・自律という点にはポジティブに作用しない。周りの人の支えの大切さに気付きにくくなる。</li> <li>・必ず地域貢献ということは外せない。</li> <li>・<u>田舎で農業をするには、大都市からお金を持ってこれるかが大事で、いかに付加価値を付けるかどうか。</u></li> <li>・栽培技術は習得できるが、販路は簡単に拡大できない。</li> <li>・<u>有機農法の技術を一人で独占せず、「グループ化」「組織化」をすることで量を安定的に生産することが可能になり市場で強くなる事が狙い。</u></li> <li>・グループ員として思いを一つにできるか。技術面はなんとでもなる。地域の人間が協力したいと思う人柄か。</li> <li>・<u>農業を始めるには、土地、資金、保証人が必要。新規就農者関連の補助金は、わりと充実していると思うが、それが無くなるとうまくいかない。かといって、補助金に依存すると経営感覚が鈍ってしまう。</u></li> <li>・多くの人が働かせてほしいとお願い来るが、断ることも多い。「農業をやってみたい」ではなく、「やる気」があるかどうかで見極める。農業経験は無くても、従業員として雇うことに問題はない。技術は入社してから教えればいい。</li> <li>・<u>若い人が農業を続けるためには、生活が安定するかどうか大事。例えば JA 職員と同じような給与が支払えるように。</u></li> <li>・農林業大学校では、もっと社会で受け入れられるような人材を育成してほしい。民間の指導者の活用も考えてみてはどうか。</li> </ul> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>(農福連携関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人を雇用するためには法人化が必要、設立が比較的容易な農事組合法人を選んだ。</li> <li>・障がい者(知的障がい)はどうしても物覚えが悪かったり作業速度が遅いこともあるが、(時には健常者に比べて)農業に対して本気で取り組んでおり、雇ってあげたいという気持ち。</li> <li>・<u>障がい者は、最初はゆっくりだが、一生懸命なので上達し、今は助かっている。ただ、疲れやすい面がある。付添いの人が来てくれるなら、これからもお願いしたい。</u></li> <li>・当初、除草作業を想定していたが、体力的な面から担当作業を商品のシール貼り等に変更した。誰かがついていないといけない。</li> <li>・<u>受け入れる職場環境が大切である。疲れやすい障がい者のために勤務時間を工夫したり、トイレを広くしたり、休憩室を作った。</u></li> <li>・施設整備にお金がかかる。ハウス自体は健常者と変わりなく使えるが、トイレや休憩室を改造する必要あり。<u>補助金については、色々ありすぎて分かりにくい。もう少し整備できないのか。</u></li> <li>・障がい者雇用のノウハウを蓄積するのに最低でも2～3年かかる。収量も増えて手間が欲しいというレベルになって障がい者雇用を検討できる。</li> <li>・新規就農と同時に障がい者の方に来てもらっても、何をしてもらっていいか、してもらうこともなく、持てあますことになるだろう。</li> </ul>   |
| <p>新規就農者・青年農業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農前から顔つなぎをし、自治会へ半年に1回説明会を行った。</li> <li>・継承元と、継承者と本人同士だけはやめたほうがいい。契約内容が曖昧になったり、言った・言わないということがないよう、間に第三者が入ったほうがよい。</li> <li>・農業(酪農)続けていくのに必要なことは「なにがなんでも、やめないこと」</li> <li>・<u>空いている施設や機械を次の者が活用できるなら、どんどんしたほうがよい。</u></li> <li>・<u>借金をできるだけしないように就農した方がいい。</u></li> <li>・最初の農家研修でどれだけ人脈をつくって頼れる人がいるかが大切になる。</li> <li>・<u>地域にうまく溶けこんで営農することが大切である。</u></li> <li>・<u>産地に着目し、特定の土地でしか作れないものの生産に目をつけた。市場価格に左右されないよう、“地域ブランド”を復活し、特産として付加価値を持たせることを考えた。個販の取り組みを開始。</u></li> <li>・<u>今は町で定住ツアーが組まれる。ツアーでは民宿に泊まってもらい、地元の人と話す機会がある。定住ツアーは地元の人との関わり方が他より深くなるように工夫されている。これにより、定住前に地縁を作りやすくなる。</u></li> <li>・地元の人にとどれだけ可愛がっていただけるかが大切になる。</li> <li>・<u>実家で家庭菜園程度であったが、小さいころから農業を志した。農業高校・農林大学校を卒業し、就農した。</u></li> <li>・<u>初期投資を抑えるため、中古ハウスを活用。中古の場合、補助事業の対象要件をクリアしないことも。当面の資金確保のため、アルバイトを掛けもちしている。</u></li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウスの建て方・仕組み等を先進地研修で学んだ。経営管理、灌水施設の設置、機械整備等についても就農前に学んでおくとよい。</li> <li>・<u>労働力は、家族4人と地元からパート雇用9人。もう少し、冬の仕事を考えておけばよかった。</u></li> <li>・<u>苦労したことは、借地確保と資金繰り。</u>借地確保は伝手を頼った。研修2年目は、ハウスを建てながら、ハウス建設に研修資金を充当。新規就農に係る補助事業は、「こんなもんかな」という感じ。</li> <li>・<u>産地のメンバーが増えるのはいいこと。ネットワークでの販路があるので、(販路は)問題ない。</u>月1回の例会では、いろいろ情報収集できてよい。</li> <li>・<u>地元小学校との交流事業に取り組んでいる。児童が育てて収穫したサツマイモが給食に出たりする。農業に触れるよい機会となる。</u></li> <li>・<u>知事に現地を見に来ていただきたい。励みになる。</u></li> </ul>  |
| 関係機関 | <p>(市・町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町で農業研修制度を実施している。最終目的は、就農ではなく、定住である。</li> <li>・<u>就農・定住フェア等の相談会で出会う人は、雇用就農希望者が多い。希望者がやりたい農業と、受入・雇用農家とのマッチングが難しい。</u></li> <li>・<u>地元として、必要なのは農業に限った担い手ではなく、地域の担い手である。</u>地元の行事にしても、草刈にしても、地域で活躍する、地域の中心となりうる人材が求められている。</li> <li>・<u>地域の受け入れ態勢を確保することが必要。</u>町内のある地域では、「4人家族(父・母・子×2)」に来てほしい、と打ち出している。</li> <li>・新規就農において、一番の問題は農地の確保。耕作放棄地等もたくさんある。ただ、それらが点在している。一定の規模の農地ではない。また、就農後、規模を拡大しようとしても、農地確保が課題。</li> <li>・<u>農地だけではなく、いわゆる「空き家」を確保することも難しい。</u>とくに程度のいいものは大変。これについては、上述、農地を含めて、地元の合意形成を軸として確保する仕組みが求められるのでは。</li> <li>・<u>新規就農者は、さほどお金がない。自営を考える場合、かなりの初期投資が必要。</u>お金がないと始まらない。特に、中山間地域等、条件が不利な農地が多い。</li> <li>・農業サポーター制度を実施。課題としては、稼働率の向上(現在半分程度)と新たなサポーター養成(高齢化、多忙で時間が合わない)である。</li> <li>・<u>遊休財産流動化支援事業を実施。事業内容は、調査、情報整備、情報提供、紹介活動。</u>紹介活動の相手方は、<u>営農開始5年以内の者を優先して選定。</u>いままで大きなトラブルはない。登録資産は、ハウスがほとんど。</li> </ul> <p>(NPO 法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>起業ファーマースクール(ベンチャーキッズスクール事業)を実施、対象は小学校4～6年生。</u>次世代を担う子ども達に「生きる力」「立ち上がる力」「継続する力」を養い、自らのキャリ</li> </ul> |

ア形成と自立を目指す将来設計を構築するため。

・農産物の生産から加工、販売まで、宣伝広告の方法も子どもたちに考えてもらう。事業報告書や決算の作成も行うこととしている。

・事業費があれば、他の農園や農業者を見学にでかけたり、宿泊体験や、産地レポートを子ども達が作成し、冊子を発行する等の取り組み等のアイデアあり。

・子どもの職業選択は、多くは身の回りの人(家族、親族、友達の子、先生)の範疇であるように感じる。

・農業のよいところとして、コミュニケーションが苦手な子どもでも、野菜を育てることで、世話をするほど成長する、反応がわかる、ということで自信がついたり、不安が減る、ということがある。

(県)

・現在、集落単位での新法人設立の動きは鈍化し、広域支援の体制強化が求められるようになった。そこで、「サポート経営体を核とした地域を支える仕組みづくり」を構想し、取り組んでいる。

・障がい者施設は、対象がはっきりしているのに対し、農家は、対象を開拓していく必要がある。

・農福連携コーディネーター:(公財)しまね農業振興公社に現在2名配置(増員は難しいだろう)。普及員OBの方と、特別支援学校の元校長先生。コーディネーターはマッチングのみで、現場での指導等は施設の支援員の方に任せる。

・農福連携は、障がい者の工賃向上と雇用の場の確保が期待できる。

・現在の農福(教)連携は、障がい者の自立営農までは視野に入れていない。障がい者が単なる安く使い捨てる労働補充にしないことが必要である。

・現行の制度は障がい者・健常者の別がない設計となっている。障がい者の不利を考慮した特例を設けるべきだと考えられるが、優遇しすぎて健常者に不公平にならないようバランスが求められる。

・農業は1年かけて仕事が多いときと少ないときに波があり、短期的な労働力が必要なとき障がい者の雇用で対応することもできると考える。

・障がい者の作業効率是最初、健常者の3分の1ほど。よって、“賃金が安い”から儲かる”という単純なものではない。ただし、障がい者の反復作業はどんどん効率が上がっていく面があり、先入観をなくして長期的に取り組めば効果あり。特にハード面での受け入れ準備も必要なし。

## 活動一覧

| 期日     | 項目        | 内容                 |                  |
|--------|-----------|--------------------|------------------|
| 8月2日   | 第1回検討会議   | 農業経営課による情報提供       |                  |
| 8月6日   | 知事ミーティング  | 方針説明、メンバー紹介        |                  |
| 9月5日   | 第2回検討会議   | 施策事例の共有、今後の進め方     |                  |
| 9月5日   | 意見交換      | 関係機関(東部農林振興センター)   | 農業の担い手確保対策       |
| 9月5日   | 意見交換      | 関係機関(東部農林振興センター)   | 農業の担い手確保対策       |
| 9月13日  | 意見交換      | 県議                 | 農業の担い手確保対策       |
| 9月18日  | 現地研修・意見交換 | 新規就農者・青年農業者        | 第三者継承・Iターン・酪農    |
| 9月20日  | 現地研修・意見交換 | 農業関係学校             | 卒業生の進路、農業関連の取り組み |
| 9月20日  | 意見交換      | 関係機関(町)            | 農業の担い手確保対策       |
| 9月20日  | 現地研修・意見交換 | 新規就農者・青年農業者        | 後継就農・水稲+いちご      |
| 9月20日  | 現地研修・意見交換 | 農業関係学校             | 卒業生の進路、学生との意見交換  |
| 9月21日  | 現地研修・意見交換 | 先進的な農業者            | 雇用就農の現状、行政への要望   |
| 9月27日  | 現地研修・意見交換 | 新規就農者・青年農業者        | 後継就農・Uターン・施設野菜   |
| 9月27日  | 現地研修・意見交換 | 新規就農者・青年農業者        | 新規就農・Iターン・花き     |
| 10月4日  | 現地研修・意見交換 | 先進的な農業者            | 研修生の受け入れと独立就農    |
| 10月4日  | 現地研修・意見交換 | 先進的な農業者            | 研修生の受け入れと独立就農    |
| 10月4日  | 意見交換      | 関係機関(西部農林振興センター)   | 農業の担い手確保対策       |
| 10月10日 | 現地研修・意見交換 | 農業関係学校             | 卒業生の進路、農業関連の取り組み |
| 10月10日 | 現地研修・意見交換 | 農業関係学校             | 卒業生の進路、農業関連の取り組み |
| 10月11日 | 意見交換      | 関係機関(市)            | 農業の担い手確保対策       |
| 10月11日 | 現地研修・意見交換 | 新規就農者・青年農業者        | 新規就農・Iターン・特用作物   |
| 10月11日 | 現地研修・意見交換 | 先進的な農業者            | 農福連携の取り組み、施設野菜   |
| 10月15日 | 第3回検討会議   | 提案施策の検討、今後の予定      |                  |
| 10月18日 | 意見交換      | 関係機関(障がい福祉課)       | 農福連携関連事業         |
| 10月18日 | 意見交換      | 関係機関(農業経営課)        | 農福連携・農業の担い手確保対策  |
| 10月19日 | 現地研修・意見交換 | 農業関係学校             | 卒業生の進路、農業関連の取り組み |
| 10月19日 | 意見交換      | 関係機関(西部農林振興センター)   | 農業の担い手確保対策、農福連携  |
| 10月23日 | 意見交換      | 関係機関(NPO法人)        | 農業の担い手確保対策       |
| 10月24日 | 第4回検討会議   | 中間報告について、提案施策の検討協議 |                  |
| 10月30日 | 関係課協議     | 中間報告について、提案施策の検討協議 |                  |
| 11月8日  | 知事中間報告    | 活動経過、政策提案の方向性      |                  |
| 11月30日 | 第5回検討会議   | 提案施策の検討協議、今後の予定    |                  |
| 11月30日 | 現地研修・意見交換 | 新規就農者・青年農業者        | 新規就農・Iターン・施設野菜   |
| 12月6日  | 第6回検討会議   | 提案施策の検討協議          |                  |
| 12月6日  | 現地研修・意見交換 | 提案施策の検討協議、今後の予定    | 新規就農・非農家・果樹      |
| 12月6日  | 現地研修・意見交換 | 先進的な農業者            | 農福連携の取り組み        |
| 12月7日  | 現地研修・意見交換 | 先進的な農業者            | 雇用就農の取り組み        |
| 12月11日 | 第7回検討会議   | 提案施策の検討協議          |                  |
| 12月11日 | 現地研修・意見交換 | 新規就農者・青年農業者        | 新規就農・Uターン・施設野菜   |
| 12月12日 | 現地研修・意見交換 | 先進的な農業者            | 農福連携の取り組み        |
| 12月17日 | 第8回検討会議   | 提案施策の検討協議、最終報告について |                  |
| 12月25日 | 知事最終報告    | 農業の担い手確保に係る政策提案    |                  |

### 3 政策の方向性

関係者との意見交換を踏まえ、必要とされる農業の担い手として、産業として維持・発展を図るには世代交代が必要不可欠であり、次代を担う新規就農者、とりわけ自営就農および(自営就農を目指す)雇用就農者の確保について着目した。

政策の方向性として、「若者が拓く島根の明日」をテーマとし、「受け入れ体制の充実対策」、「所得の確保対策」および「農福連携の推進」を柱として、次のとおり提案を行う。

#### (1)受け入れ体制の充実対策

##### ○農業への理解醸成・ファンづくり

(意見交換より)

- ・子どもに農作業体験や経営実習を通して心身の成長を促し、経営感覚を学ばせることができる。まずは農業に触れる機会を確保する必要がある。
- ・農業関連学校の生徒には、非農家や兼業農家出身も多く、就農にあたっては保護者の理解も重要である。
- ・島根の農産品のよさを知り購入してもらうことで、農業の担い手を応援してもらう仕組みがあるとよい。

児童・生徒が職業として考えるには、とりわけ周囲(家族、知り合い、教員等)の影響が大きい。農業者が減少する中、家族とともに農業への理解を深めていくことが大切であると考え。また、島根の農産品を応援してもらい、積極的に購入してもらうことで収入確保が期待できる。

そこで、農業への理解醸成・ファンづくりを図るべく、次のとおり施策提案を行う。

#### (施策)

- ・就農意識啓発推進事業
- ・学校・地域・農業連携支援事業
- ・しまね Super 大使吉田くん\*農業タイアップ事業
- ・しまね農産品のファンづくり事業

##### ○雇用の受け入れ

(意見交換より)

- ・農業関係学校の学生の就農に関する進路として、雇用就農を希望する者が多い。
- ・農業が他産業と同様に就職先としての選択肢になるためには、学校側へ早期の求人票の提出が重要となる。
- ・農業法人側は、他の農業法人の雇用条件等を知り、雇用環境改善を図ることに意欲がみられる。
- ・学生のなかには、雇用就農後に独立することを考えている者がいる。

就農を考える学生の進路として、雇用就農への要望が多いのは、卒業後すぐに自営するという  
ことに技術的・資金的な不安を抱えることが背景にある。

そこで、自営就農を目指す者を含めた雇用の受け入れについて、次のとおり施策を提案する。  
(施策)

- ・雇用就農支援事業

#### ○地域の受け入れ

(意見交換より)

- ・農業の担い手は、地域の担い手でもある。新規就農者の受け入れは、地域全体で受け入れ体制を確保することが必要である。
- ・農業体験や産地ツアー等で地域を知ること・比較できることは、就農地を選択するために有益となる。
- ・知事が現地に出向くことは、農業者にとって励みになる。

農業の担い手は、地域の担い手として期待されており、地域に溶け込むこと、地域の方々との信頼関係を築くことが大切である。一方で、地域は、求める人材像を明確にし、受け入れについて合意形成を図っておくことが望まれる。

そこで、地域の受け入れ体制について、次のとおり施策を提案する。

(施策)

- ・求人カードの作成推奨モデル事業
- ・農業体験ツアー事業
- ・新規就農者受け入れ表彰事業

## (2)所得確保対策

### ○初期投資の負担軽減

(意見交換より)

- ・資金繰りが課題であり、償還が始まると経営が厳しくなる。
- ・生産者がグループを形成すると販売先との安定的な取引が望める。
- ・施設整備には多額の資金が必要となるため、空いている施設等を有効に活用できる仕組みづくりが望まれる。

就農の際に、農地・施設・住宅および運転資金の確保が必要である。新規就農者を対象とした補助事業は複数あるが、自己資金や借入金で対応することになる。

そこで、早期経営安定を図るには、初期投資の負担軽減が重要となることから、次のとおり施策を提案する。

(施策)

- ・のれん分け販売グループ形成支援事業

- ・産地を支えるリース団地事業
- ・農業資産継承促進事業
- ・「農業法人を地域で支える農業ファンド」育成支援事業

### (3) 農福連携の推進

(意見交換より)

- ・農業者側の受け皿を整備することで、障がい者が活躍できる場が多くなり、農業者にとってプラスに働く。
- ・農福連携は、障がい者にとって雇用機会の確保、工賃向上に寄与する。

今年度から、農福連携事業が開始し、コーディネーターの配置や地域ネットワーク会議の設置が進められているところである。県内の先進事例から、農業と福祉の情報共有や、障がい者雇用を検討する農業者への支援、また、農福連携について広く理解を促すことが必要であるとする。

そこで、次のとおり施策を提案する。

(施策)

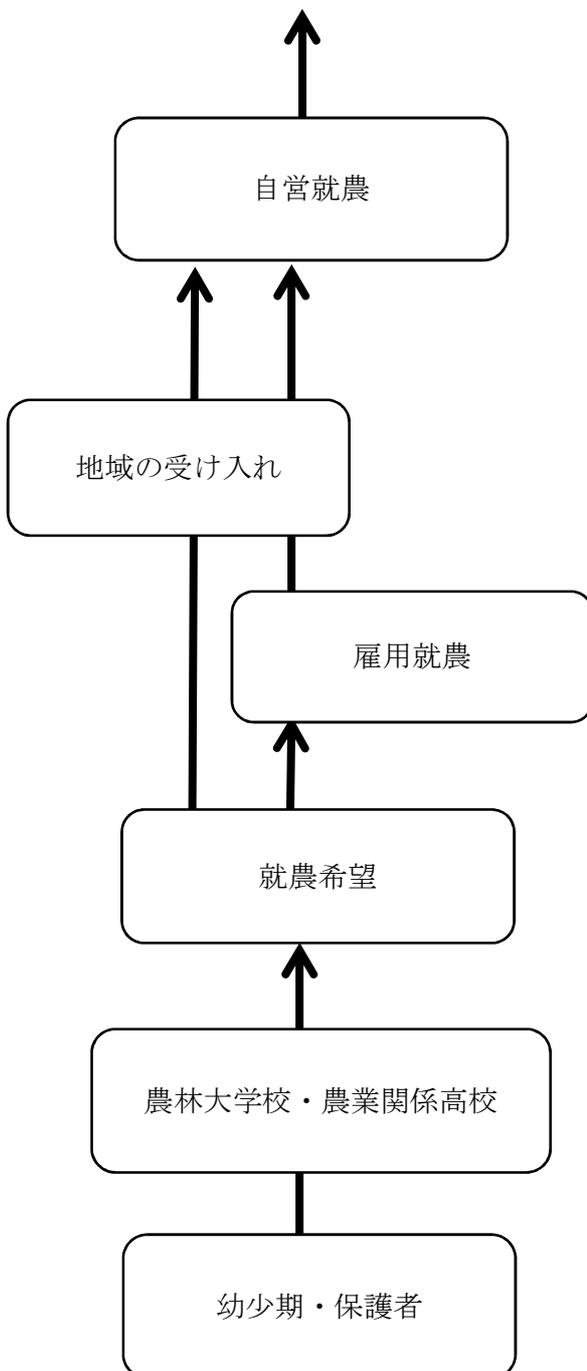
- ・ユニバーサル農園検索システム整備事業
- ・農福連支援体制づくり事業
- ・農福お見合い事業

【施策フロー】

【目的】

- ・農業および地域の担い手確保
- ・雇用創出
- ・地域活性化
- ・国土保全・景観維持

経営安定・発展



○農福連携の推進

- 15 農福お見合い事業
- 14 農福連携支援体制づくり事業
- 13 ユニバーサル農園検索システム整備事業

○初期投資の負担軽減

- 12 「農業法人を地域で支える農業ファンド」育成支援事業
- 11 農業資産継承促進事業
- 10 産地を支えるリース団地事業
- 9 のれん分け販売グループ形成支援事業

○地域の受け入れ

- 8 新規就農者受け入れ表彰事業
- 7 農業体験ツアー事業
- 6 求人カードの作成推奨モデル事業

○雇用の受け入れ

- 5 雇用就農支援事業

○農業への理解醸成・ファンづくり

- 4 しまね農産品のファンづくり事業
- 3 しまね Super 大使吉田くん＊農業タイアップ事業
- 2 学校・地域・農業連携支援事業
- 1 就農意識啓発推進事業

## 4 具体的な施策

# 1 就農意識啓発推進事業

## 【事業のポイント】

子ども達に職業としての農業を体験する仕組みを設ける。  
児童・生徒を対象とし、事業計画・予算から事業報告・決算までを学ぶことができる「農業学園」事業を実施する。

### 1 背景・課題

農業者の減少に伴い、児童・生徒が仕事として農業を意識する機会が減少している。そこで、児童・生徒に営農の面白みを感じてもらい、就農を意識する契機となるよう、農業を体験する機会を設ける。

その際、認定就農者等が講師となり、栽培管理等の対応を行う機会を設ける。これにより栽培管理等の指導を通して児童・生徒から感謝され、目標とされることで、自らの営農意欲が高まることが期待できる。

また、児童・生徒が指導者である認定就農者等の農産物を実際に味わうことにより、命を支える食を提供してくれるものを身近に感じ、児童・生徒に一層熱意を持って農業に取り組んでもらう。

### 2 目的

農業への理解醸成

### 3 主な内容

#### ○就農体験イベントの実施

児童・生徒を対象とした農業の職業観を養う就農体験イベントの企画コンペを行う。実施は1年に1度(開催場所は年ごとに変え、約10年を目安に県下を周回できるようにする)。

(例)

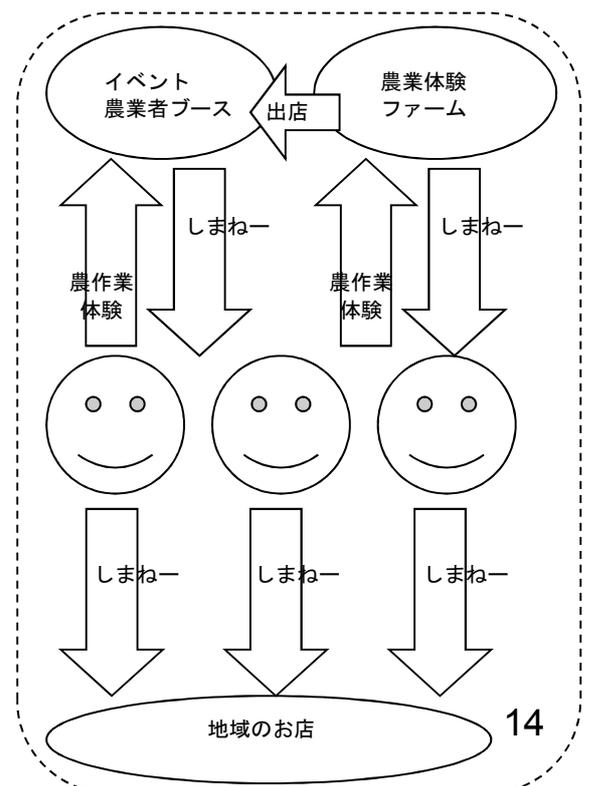
- ・県内市町村単位で水稻・園芸・畜産のそれぞれの農作業や農産品加工作業を体験できる内容とする
- ・「農業体験ファーム」を認定し、当該農場で実施する

#### ○地域通貨「しまねー(Shimoney)」の導入

職業体験・農作業体験を行った児童・生徒が、報酬として「しまねー(Shimoney)」を受け取り、県内の道の駅等で地域通貨として使えるようにする。

(例)

- ・1しまねー(Shimoney) : 100円相当の価値
- ・1時間1しまねー(Shimoney)が基準



○「農業学園」の設置・運営支援

児童・生徒に農産物の栽培・加工・販売まで農業を年間通じて経験してもらい「農業学園」を設ける。県は、民間や団体から企画提案を募り、選定した者に事業費の委託補助を行う。

(農業学園の要件)

- ・年間を通じた作業(事業計画・予算～栽培、収穫、加工、宣伝、販売～事業報告・決算)を想定すること
- ・児童・生徒の年齢に応じた作業の難易度とすること
- ・認定就農者等を講師として、栽培管理等の指導を行う機会を設けること



○新規就農者等の農産物の活用

事務所の食堂や公民館の調理室等の施設を活用し、児童・生徒が食事をつくり味わう。その際、「農業学園」の指導者である認定就農者等の農産物を使用する。

また、イベントとして「こどもカフェ」の開設等、「農業学園」の取り組みを広く紹介する場を設定する。

## 2 学校・地域・農業連携支援事業

### 【事業のポイント】

農業関係学校の施設・設備を活用し、農業の発展的な取り組みを実践する。  
農業関係学校と他分野の学生との連携を進める。

#### 1 背景・課題

農業に関わる若年層が増えるためには、若年層に農業が持つ多くの可能性に気づいてもらい、農業に面白みを感じてもらうことが有効である。そこで、農業が他分野と連携することで生じる可能性を学校で実感する機会を設定する。

#### 2 目的

就農志向者の増加

#### 3 主な内容

##### ○学校の食事施設を産直レストランの訓練場所として開放

学校の食事施設を、地域の産直レストランの育成に活用する。対象は、産直レストラン等の経営を目指す生徒または卒業生で、週末の開放とする。産直レストランとして実施するときは、生徒のみならず地域住民も広く利用できるようにする。

年度末に、開催された産直レストランのなかで最も優れた内容の者には、事業化にむけた支援を行う。選考方法は、生徒による選考会を実施する。県は、選考会で大賞となった者に対して、事業化にむけた事業プラン・計画の作成や補助事業導入、資金調達支援等、必要に応じた対応を行う。

##### ○学校所有の農地を地域住民へ農園として開放

学校所有の農地の一部を地域住民へ農園として開放する。また、学校の近くに耕作放棄地があれば、その土地を利活用することも想定できる。学生が地域住民に農業技術を教え、そのことにより自らの知識の定着にも効果があり、住民との交流により、農業に対する思い入れも深くなる。

対象となる地域住民として、高齢者や障がい者等も想定できるが、こうした多様な人と共同で作業することで、就農の際に、雇用や研修を受け入れる体制を描くことに役立つことが期待できる。

##### ○農業関係学校生徒と他分野学生との連携

農業関係学校の生徒と他分野の生徒が、連携して授業や企画を行う。

(例)

- ・工業高校・高等専門学校で農業機械の授業を行う
- ・デザイン専門学校と農林大学校や農業系高校が連携して農業用品のデザインを行う。年に一度展示会を行い、優秀作品は商品化や学校の作業着として採用する。

### 3 しまね Super 大使吉田くん＊農業タイアップ事業

#### 【事業のポイント】

しまね Super 大使吉田くんが応援する農業関連用品を製作し、島根の農業の PR を行う。

#### 1 背景・課題

農業の担い手は高齢化が進んでおり、若年層の取り込みが必要である。そこで、若年層に人気がある「しまね Super 大使吉田くん」と農業関連用品とのタイアップを図る。「しまね Super 大使吉田くん」のイラストが入った農業関連用品を製作することで、若年層の農業に対する関心を盛り上げていきたい。

#### 2 目的

島根の農業への注目度が高まること

#### 3 主な内容

##### ○農業関連用品の製作

「しまね Super 大使吉田くん」がトラクターに乗っているイラスト等のついた農業関連用品を企画・製作する。  
(例)

- ・「島根米を食べてくださいよ！」などのセリフ
- ・イラストを刺繍した作業着
- ・首に巻いてもイラストが見えるタオル・手ぬぐい
- ・イラストがプリントされた長靴

##### ○農業関連製品の活用

新規就農者(認定就農者を想定)や各種農業関連表彰者へ記念品として贈呈等により島根の農業の PR に役立てる。

##### ○販売額を農業の担い手対策に還元

農業高校生・農大生・農業職員等農業関係者に対する作業着の販売の際に、「しまね Super 大使吉田くん」作業着等も周知する。

販売額の一部を、農業の担い手対策関連事業に充てる。企画商品は、農業以外での汎用性も見込めるため、農業関係者のみならず、島根の農業を応援したい人も利用できることとする。



## 4 しまね農産品のファンづくり事業

### 【事業のポイント】

多くの人に島根の農産品を届け、島根の農業に対する愛着を持って応援してもらうための仕組みづくりをする。

### 1 背景・課題

県内で生産された農産品を多くの人に手にしてもらい、その良さを知ってもらうことで、農業・農村への理解を深めてもらうきっかけづくりと島根県産農産品のファンを確保することが必要である。そのことにより、農業者の販路拡大・収入増加の契機となることが期待できる。

また、農家・非農家問わず、農業に興味をもち、農業関係の学校へ進み、就農を目指す事例がある。そこで、児童・生徒が就農へ向かうきっかけづくりとして、学校行事等へ島根の農産品を提供し、児童・生徒の家族を含めて、島根の農産品のよさを知ってもらう取り組みを行う。

### 2 目的

島根農産品のファン増加

### 3 主な内容

#### ○寄附付き島根農産品の販売

気軽に購入できる農産品詰め合わせを、県のホームページや大手通信販売事業者、土産物売り場、贈答品販売店等で販売することで、島根農産品を広く周知する。

詰め合わせには、農産品の案内、生産の様子や農業の多面的機能を説明する冊子等を入れる。定期的に、地域ごとの農産品詰め合わせを作成し、「しまねの味めぐり」を行う。購入者へはお礼の手紙を出し、次回の販売等の案内をする。そして、寄附付き農産品の販売促進のためのイベントを実施する。

詰め合わせは、購入額の1割程度の寄附額を付して販売する。寄附は、農業の担い手確保対策関連に充てる。

#### ○ふるさと納税へのお礼に島根農産品を進呈

本県では、ふるさと納税のお礼として県外在住者で5,000円以上の寄附者に対して、「ふるさと島根だんだんチケット」を進呈している。このチケットは、島根海洋館アクアス、古代出雲歴史博物館などの8施設に無料で入館できる。一方、他県においては農産品によるお礼を行っている事例がある(鳥取県、熊本県等)。

そこで、お礼として、県内施設チケットと同等の農産品のカタログギフトを加え、寄附者が選択できるようにする。カタログギフトには、新規就農者の農産品や情報を取り入れる。

また、寄附メニューへ農業振興に関する分野を新たに設けることを検討する。

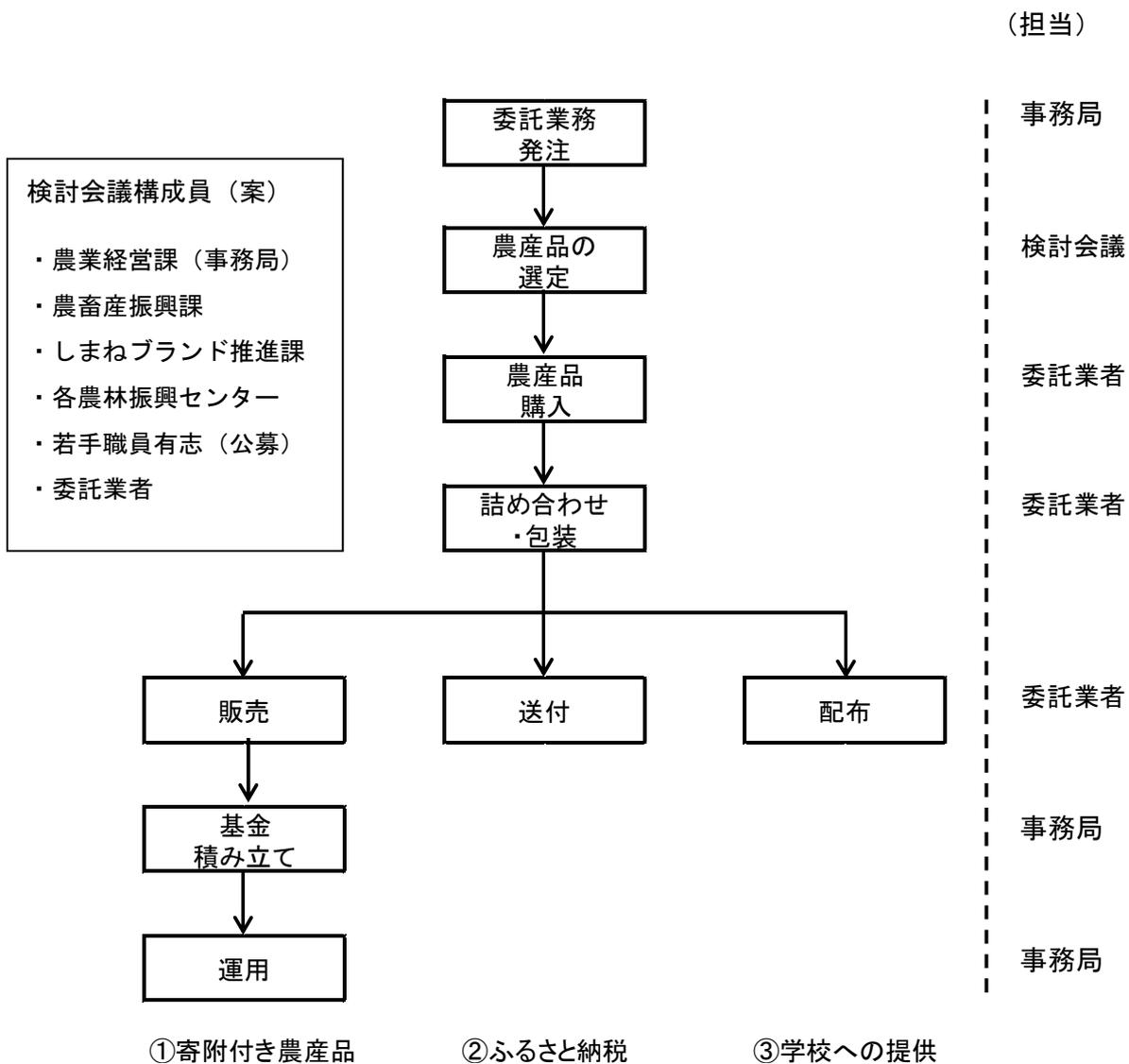
○学校行事への島根農産品提供

児童・生徒に島根農産品の良さを感じてもらい、将来の就農へのきっかけづくりとするため、小学校、中学校、高校の入学・卒業時にお祝い等として農産品の詰め合わせを贈る。そして、家族で島根農産品にふれてもらうことで、保護者にも農業への理解を深めてもらう。前述の寄附金の活用も検討する。

(例)

- ・小学校ではその地域の特産品、中学校では県内の特産品、高校では島根米と輸入米の食べ比べ等、内容に変化を加える。
- ・体育祭、文化祭へ、餅や地域の祝いの品を贈る。

【事業の流れ】



## 5 雇用就農支援事業

### 【事業のポイント】

就農先として希望の多い雇用就農を支援し、将来の独立を含む就農の入り口を広げる取り組みを実施する。

#### 1 背景・課題

農業関係学校の学生の就農に関する進路として、近年雇用就農を希望する者が増えている。そのため、学校に他産業と同じような時期に求人票の提出されることにより雇用就農者の確保につながると考える。一方で、農業法人は、労働環境の改善を目指し、他の農業法人の労働条件について情報を得たいと考えている。

また、農林大学校生の中には、卒業後まず雇用就農で経験を積み資金を蓄え、将来的に自営で就農したいという者もいる。雇用就農の増加を支援することは、自営就農者の増加に繋がることも期待できる。

雇用就農への支援と後述する自営就農時の支援を組み合わせることで、雇用就農から自営就農へという流れについても支援を行う。

#### 2 目的

新規就農者数(雇用就農・自営就農)の増加

#### 3 主な内容

##### ○雇用就農の受け皿確保

農業法人が労働条件を検討する際に参考となるよう、法人間で雇用情報交換会を実施するほか、労務管理の勉強会を実施する。また、農業関係学校と雇用者の確保について希望を有する法人との意見交換会を実施し、雇用のミスマッチ解消を図る。

すでに雇用実績のある法人と、新たに雇用を考えている農業者が交流することで雇用の掘り起こしを図る。

##### ○「就農促進法人」の認定

財務状態が良好で、新たな雇用創出に意欲のある優良法人を「就農促進法人」として認定する。「就農促進法人」は就農希望者の雇用のみではなく、新たな自営就農者を生み出すことを目的とするため、一定期間の雇用就農ののち独立することを前提とした就農計画を作成する。雇用される期間は5年を目処とし、技術取得及び独立営農するための資金調達期間として位置づける。新規就農者の独立までの計画を策定することで、雇用→独立→新たな雇用の創出というサイクルを形成する。

##### ○雇用実績のある農業法人への支援

「就農促進法人」が実際に雇用を行った場合に、財務的な支援を行い、雇用に関する負担を軽減する。

(例)

- ・県 HP での紹介・バナー広告、小売店やコンビニ、道の駅などに法人の紹介チラシを配架する。
- ・法人事業税、住民税優遇や雇用に必要な基盤整備補助の補助率の上乗せ補助を行う。
- ・法人事業税が非課税となる農事組合法人は、社会保険料の事業者負担分を一部補填する
- ・農の雇用事業の延長：研修費助成が終了する3年目からは最長5年目まで県単研修費助成を行う。

## 6 求人カードの作成推奨モデル事業

### 【事業のポイント】

地域が主体となり新規就農者の受け入れ態勢を整備・合意形成を促進する。  
産業面、生活面を含めた総合的サポート体制を構築するため、県職員らによるサポートを行う。

### 1 背景・課題

新規就農希望者にとって、農業を通じた収入により生計を保ちうる一定規模の農地を確保することは当面の課題となる。さらに、住居、農業以外の所得機会等、その他の生活基盤を確保する必要性を伴う場合も想定される。

農山村地域において新規就農者は、地域の担い手としての期待も含まれており、地元住民らと信頼関係を築くことも重要となる。そのため、地元住民と新規就農者双方の意識・希望がある程度共有される必要がある。

そして、県内でも個々の地域の状況が異なることはいうまでもなく、個別の地域の状況に応じた独自の対応も必要となるため、総合的なサポート体制を構築する。

### 2 目的

担い手確保に関する地域の合意形成

新規就農者の受け入れサポート体制の構築

担い手不在地域の解消

### 3 主な内容

#### ○新規就農者求人カードの作成

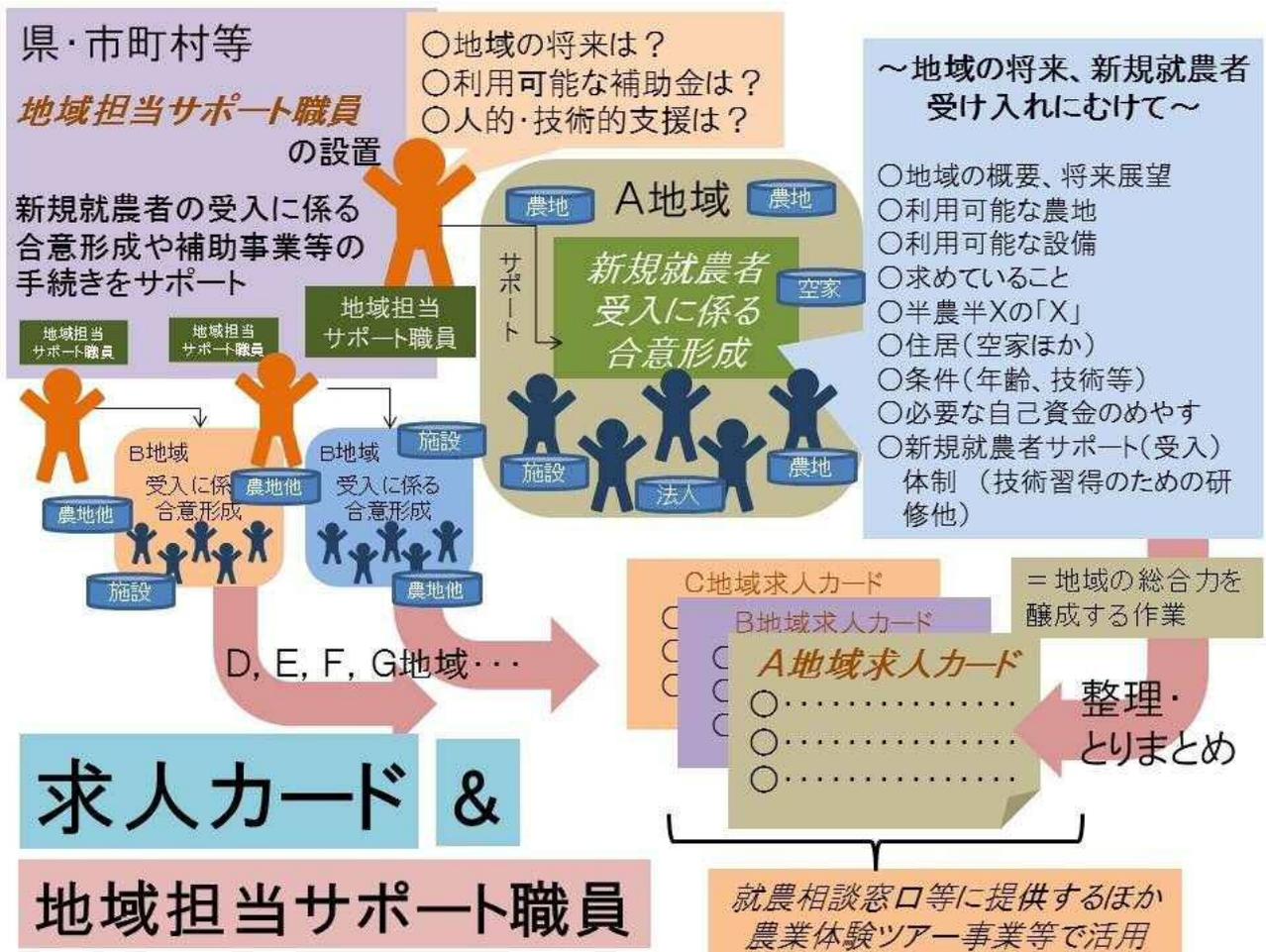
地域が主体となって新規就農者求人カードを作成する。内容は、地域の概要、将来展望、利用可能な農地や設備、地域の受入体制、必要な自己資金の目安等、である。これは地元住民らの意識を反映するものであり、地域の実態に即した、地域の担い手として求める人材像を明確にする。

作成主体のひとつとして、「地域自治組織」が想定される。「地域自治組織」には農業関連団体に限らず、地元企業や女性グループ等の多様な主体が参画しており、非農家も含め、性別・年代を超えた幅広い範囲における合意形成が可能となる。

#### ○合意形成に係る人的支援

そして、島根県職員が地域担当サポート職員となり、地域組織や市町村職員等と連携し、求人カードづくりをサポートする。具体的には、相談対応や情報提供、各種提案を行うほか、それらの合意形成にむけた支援を行う。

【事業イメージ】



## 7 農業体験ツアー事業

### 【事業のポイント】

年間を通じた複数地域・法人等へのツアーを実施する。  
 求人カードを作成した地域は、プレゼンテーション・求人場として活用できる。

#### 1 背景・課題

就農する地域や法人等が明確になっていない新規就農希望者にとって、複数の地域や法人等の概況を知ること、それらを比較することができることは、就農する地域を選択するために有益な情報となる。

現に、新規就農希望者等を対象とした農業・暮らし等の体験ツアーは、県内一定の地域で展開されており、希望者の新規就農に向けた具体的なきっかけ、重要な判断材料として機能している。

さらに、新規就農希望者が体験ツアーで知り合った地元住民らとの関係や出会いそのものが、就農の決定要因として作用し、就農後の人間関係構築の軸となることも期待できる。

#### 2 目的

農業体験ツアーを通じた就農への動機づけ  
 就農希望者と受け入れ地域との出会い創出

#### 3 主な内容

##### ○農作業体験ツアーの企画・実施

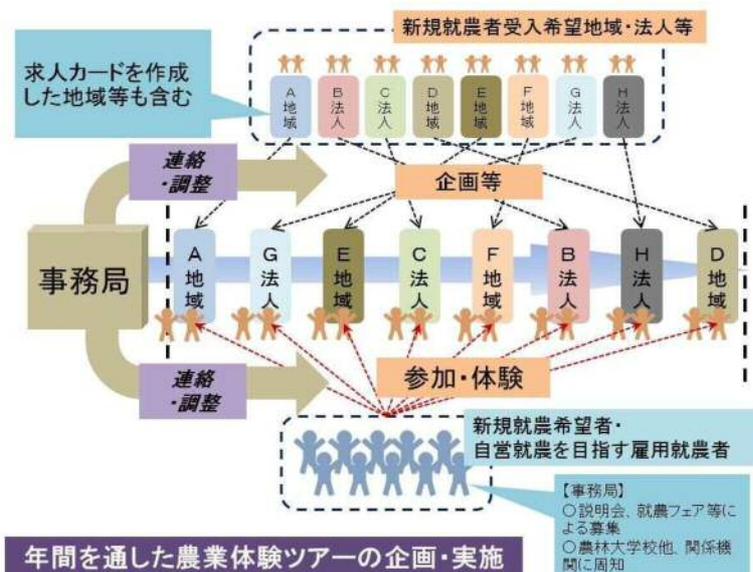
新規就農者の受け入れを希望する地域や法人が農作業体験ツアーの企画を行い、事務局が年間を通じたツアーを実施する。体験メニューの詳細や宿泊等については、個々の状況に応じて受け入れを希望する地域や法人等が独自に計画することとし、必要に応じて事務局がサポートする。

参加者は、農業高校および農林大学校の学生、自営就農を目指しながらも土地等の生産基盤がない雇用就農者等と対象とする。

地域・法人等が実施する体験メニューに必要な経費について補助を行うとともに、参加者の実費負担を求める。

##### ○新規就農者確保に向けた求人カードの活用

新規就農者の受け入れを希望する地域は、前述の「求人カード」を作成した地域も想定しており、作成したカードをツアー体験者へのプレゼンテーションを行う求人の機会として位置づける。



## 8 新規就農者受け入れ表彰事業

### 【事業のポイント】

新規就農者(自営就農・雇用就農)を積極的に受け入れている地域および農業法人に対して表彰を実施する。

### 1 背景・課題

現在、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」のもと、「持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村」の実現に向けて、地域の創意工夫に基づき主体的かつ積極的に活動している方々に対する知事表彰を実施している。これまでの受賞者は、環境に配慮した生産方法の確立や、製品のブランド化推進等、独自の取り組みをけん引するリーダー等である。

このたび、新規就農者(自営就農・雇用就農)を積極的に受け入れている地域や農業法人に対して、感謝表彰を行うこととする。

### 2 目的

表彰対象地域や農業法人の取り組みが波及すること

### 3 主な内容

#### ○表彰の実施

自営就農、雇用就農者問わず、新規就農者の確保、受け入れに特化した取り組みを積極的かつ先進的に実施している、地域や農業法人等を表彰し、知事より感謝の意を表明する。

表彰方法は、表彰状および記念品(例:前述の「しまね Super 大使吉田くん」タイアップ農業関連用品、感謝記念ステッカー)の贈呈による。加えて、受賞者・取り組み事例を県ホームページ、県政情報誌、県政テレビ番組等を通じて、県内外に幅広く広報することとする。

(表彰する地域・農業法人の選出等)

- ・表彰する法人・団体については、県地方機関に加え、市町村担当部署による推薦をもって候補を選出する。
- ・推薦する基準は、新規就農者の受入人数(実績)に加え、特色ある新規就農者の受入方法等である。
- ・推薦された候補者より、最も新規就農者の確保・受け入れを積極的・先進的に実施している地域や農業法人について選考し、島根県知事賞を授与する。
- ・表彰については、知事が直接、当該地域および農業法人へ出向き、実施する。

## 9 のれん分け販売グループ形成支援事業

### 【事業のポイント】

新規就農者が研修先の施設・販路ののれん分けを受けることができる体制をつくる。  
研修先はのれん分けに伴い、減少した資産相当について施設整備ができる。

#### 1 背景・課題

新規就農者の早期経営安定には、確実な栽培技術の習得と販売ルートの確保が不可欠であるが、1年程度の研修後の就農は、十分な技術の習得や安定した販路の確保は難しい。また、多くの新規就農者は、自己資金が少なく、多額の初期投資が経営を圧迫しているのが現状である。

そこで、研修先の農業法人等に雇用されながら、技術を習得し、施設等ののれん分けを受けながら独立を支援することで、初期投資の軽減、確実な技術の習得、販路の確保が可能になる。

また、研修元となった法人等では、のれん分けに伴い、資産が減少するが、再整備を支援することで、次の研修生の育成が可能になり、その経営体を中心としたグループの形成、生産物の安定出荷等による販売力強化が可能になる。

#### 2 目的

生産から出荷までを行う生産者グループの組織化推進

#### 3 主な内容

##### ○のれん分けに対する支援

新規雇用を受け入れた農業法人等に対し、のれん分けに伴い減少した資産相当の施設整備を支援する。雇用された者は、十分な技術を持つ農業法人等に、雇用されながら技術習得ができる。雇用期間中、複数年かけてのれん分けを行い、技術力の向上に合わせた規模拡大を行う。雇用から独立時に、資産(ハウス等)を譲り受ける。

独立をさせることで新たな雇用の受入が可能になる。また、独立し、同じグループとして出荷するようになると、販路の拡大が期待でき、グループ全体の出荷増が可能になる。

##### 【のれん分けイメージ】

|     | 1年目                  | 2年目        | 3年目                            | 4年目                          |
|-----|----------------------|------------|--------------------------------|------------------------------|
| 研修先 | ハウス 20 棟所有           | ハウス 18 棟所有 | ハウス 14 棟所有                     | ハウス 14 棟<br>+<br>新たに 6 棟(導入) |
| 研修生 | 【給与所得】 ←<br>研修先で技術習得 | ハウス 2 棟    | →<br>ハウス 2 棟+ハウス 4 棟<br>【独立準備】 | 【独立】<br>ハウス 6 棟              |

## 10 産地を支えるリース団地事業

### 【事業のポイント】

新規就農者を組織化し、企業的経営体に育成していくとともに、栽培・飼養管理施設をリースし、初期投資の軽減を図る。

#### 1 背景・課題

新規就農者は、単身者も多く、投資金額や労働力の面から経営できる規模が限定されることから、十分な所得が得られるとは限らない。一方で、県内の園芸や畜産の産地では、販売価格の低迷、後継者不足、担い手の高齢化等により、栽培面積や飼養戸数の減少が続いている。

そこで、新規就農者を組織化(法人化)し、経営感覚の優れた企業的経営規模を持つ農業法人等として確保するとともに、ハウス団地等の栽培施設、牛舎等の飼養管理施設を整備し、リースすることで初期投資を軽減し、生産費を下げ、販売価格の低下にも対応できる産地づくりを支援する。

#### 2 目的

生産団地の形成推進

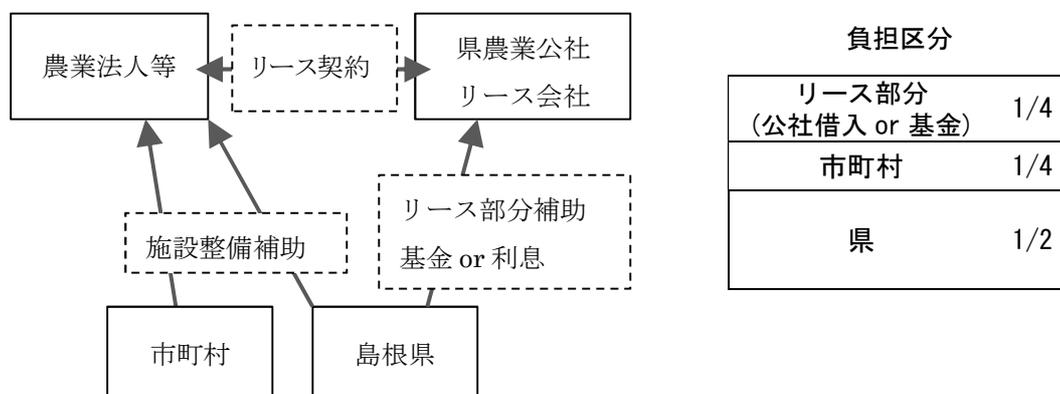
#### 3 主な内容

##### ○施設導入支援

新規就農者を含む組織化(法人化)(例:3戸以上の農業者で、認定就農者を含む組織)であり、主な特産品目または、畜産で団地化を図る者に対して、リース事業による施設整備支援を実施する。

(事業のスキーム)

- ・県 1/2、市町村 1/4、入植者 1/4 の負担割合とし、自己負担部分を、県農業公社等とリース契約する。
- ・施設の耐用年数をリース期間とし、毎年リース料を納入する。
- ・公社等負担部分は、県基金での対応や金融機関からの借入を行い、利子部分の補助を行う。
- ・リース期間終了後は、農業法人等が公社より施設を買い取る。



## 11 農業資産継承促進事業

### 【事業のポイント】

後継者不在の遊休資産を新規就農希望者等の意欲ある人材に引き継ぐ仕組みを構築する。

#### 1 背景・課題

新規就農者は、農地、施設などを新たに取得する必要があるが、多くの新規就農者は、自己資金が少なく、初期投資の負担軽減が課題となっている。

一方で、高齢化や後継者不在で廃業する農業者の資産が、遊休化することが懸念され、有効活用が望まれている。

そこで、各地域で、斡旋できる施設等を調査、紹介を行う体制を整備し、就農者とのマッチングが円滑に進むよう支援する。

#### 2 目的

遊休資産の有効活用

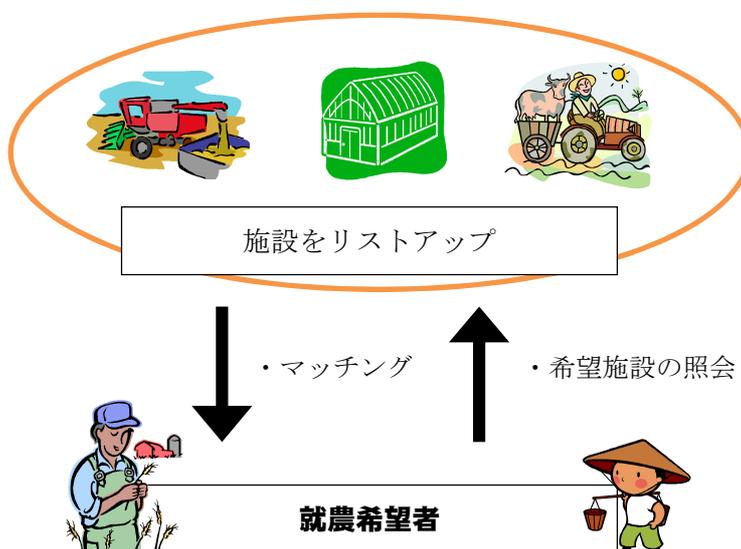
#### 3 主な内容

##### ○遊休資産のマッチングを実施

地域が主体となり、廃業する農業者の遊休資産について、関係機関が連携し、調査を行い、情報を整備、資産譲渡を希望する者への情報提供活動、提供者と譲渡希望者との紹介を行う。

(事業の流れ)

- ・空きハウス、空き家等情報の提供により、市や普及等の関係者で現地調査を行う。
- ・調査の結果、利用可能であれば、所有者にコンタクトをとり、意思確認する。
- ・新規就農者(就農5年目まで)を優先に、情報を提供する。
- ・マッチングが成立した場合、詳細内容(金額、受渡し期限等)は、当事者同士で決定する。



## 12 「農業法人を地域で支える農業ファンド」育成支援事業

### 【事業のポイント】

民間等から出資を募り、ファンドを立ち上げ、農業法人の経営発展や有機栽培など特色ある栽培に取り組む経営体をサポートする。

#### 1 背景・課題

全国的に農業を取り巻く経営環境が厳しくなる中、個人農業者数が減少する一方で、農業法人数は増加しているが、法人経営の安定が課題となっている。

農業法人は多くの場合、金融機関から資金を借り入れるが、融資を受けてまでも事業規模を拡大することのためらう経営体も多い。規模拡大の際、補助事業も活用されるが、補助対象にならない場合は自己負担が大きくなる。借入ではなく、出資を受けることで、規模拡大へのハードルを下げ、経営発展の支援を行う。

また、農業法人の収益確保には、有機栽培など高付加価値な栽培が不可欠であるが、コスト、手間がかかる、収量が下がるなどハードルが高い。このコスト増を出資で補い、有利販売につながる栽培を支援する。

#### 2 目的

経営の多角化および発展

#### 3 主な内容

##### ○投資対象者、要件

- ・農業を営む株式会社(有限会社)等を対象。また、株式会社であれば農業に関連する事業を営む法人とする。
- ・過去3年間経常黒字を確保しているなどの条件を設ける。

##### ○ファンドへの出資

- ・民間企業や個人等から広く出資を募る。

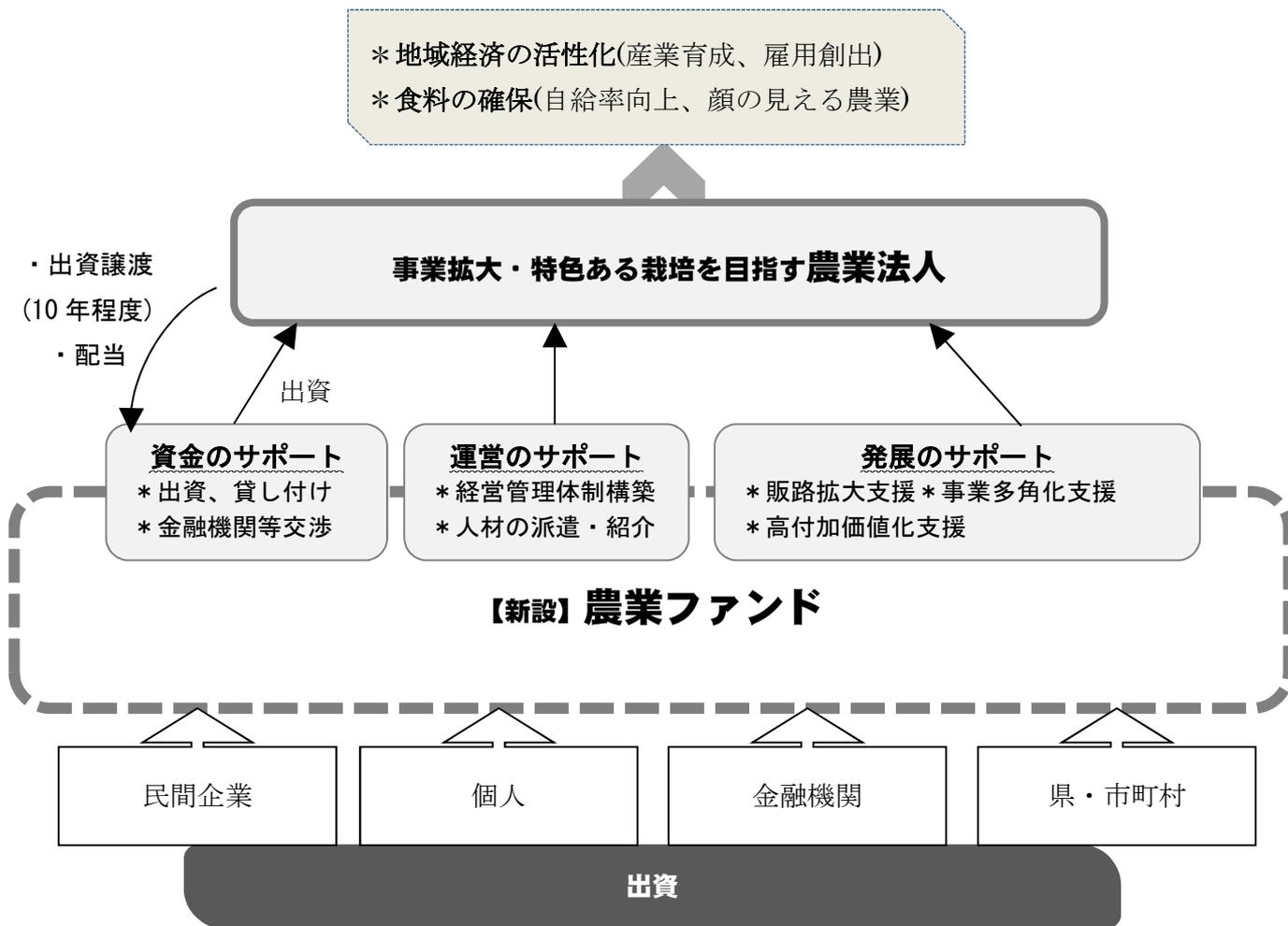
##### ○農業法人への出資

- ・出資金は担保や保証人も不要。
- ・用途は運転資金でも設備投資でも新事業への取り組み(農林水産物の加工・販売、農山漁村の環境・資源を活かした観光・商品化、小水力発電等)でも可。
- ・出資金は自己資本なので、増資することで財務内容が改善、安定。
- ・利益に応じてファンドへ配当を行う。
- ・出資後 10 年程度でファンドの保有する株式(持ち分)を経営者に譲渡(買い取り)する。

##### ○出資以外のサポート

- ・運営サポート:法人の運営管理を支援する(人事労務管理など)
- ・発展サポート: 販路の拡大、事業の多角化の支援

【事業イメージ】



## 13 ユニバーサル農園検索システム整備事業

### 【事業のポイント】

障がい者雇用に協力的な農業者の取り組みについて情報共有できる検索システムを開設し、県が「ユニバーサル農園」と認定した農業者の商品には検索バーコードを表示する。

#### 1 背景・課題

平成24年度から「農福連携事業」を開始した。農業者にとっては、柔軟な勤務体制での労働力を得ることや農産物の加工・製品化の委託が可能となることから経営発展につながり、障がい者にとっては、就労の場の拡大や工賃の向上が期待されている。

そこで、障がい者雇用に取り組む農業者の情報を一本化することで、情報共有を図り、障がい者雇を進捗させる取り組みを実施する。

#### 2 目標

障がい者雇用に関する情報共有システムの構築

#### 3 主な内容

##### ○ユニバーサル農園検索システムの構築

##### 《システムの概要》

障がい者の受け入れ(例:連携事業の活用、雇用で補助事業活用、実習生の受け入れ)に協力的な農業者を「ユニバーサル農園」として認定する。

認定を受けた農業者の商品に、ユニバーサルマークとともに検索バーコードを表示し、このバーコードを読み取ると、県が開設する「ユニバーサル農園検索システム」にリンクする。

このサイトでは「ユニバーサル農園」の情報が一覧でき、各農業者が取り組む障がい者雇用の取り組み(動機、受け入れに至った経緯、工夫したこと、利点、課題、今後の展望)のほか、当該農場の商品や取り組みについても閲覧が可能となる。

なお、地域別・農産品別・活用支援別に検索できるようにするなど工夫をする。

##### (ユニバーサル農園のメリット)

- ・ユニバーサルマークを表示することにより、障がい者受け入れを実施する社会貢献度の高い農業者として消費者にPRをすることができる。
- ・検索サイトを通じて商品を県HPで無料広告が可能である。

## 14 農福連携支援体制づくり事業

### 【事業のポイント】

障がい者雇用に取り組もうとする農業者に対して、ワンストップ窓口を通してハード・ソフト両面で課題解決をコーディネートする仕組みをつくる。

#### 1 背景・課題

今年度から農福連携事業が開始され、コーディネーター2名の配置と、行政や支援機関等との調整を目的とした地域ネットワーク会議の設立準備が行われている。

一方、農業者は、障がい者雇用について、資金面や人的負担面から不安を抱えたときに、支援事業の窓口が多岐にわたり、どこへどのような相談をしてよいか困惑することがある。

そこで、農業者に対して、障がい者雇用に関する一元的な窓口設置と支援体制づくりが必要である。

#### 2 目的

農福連携事例の増加

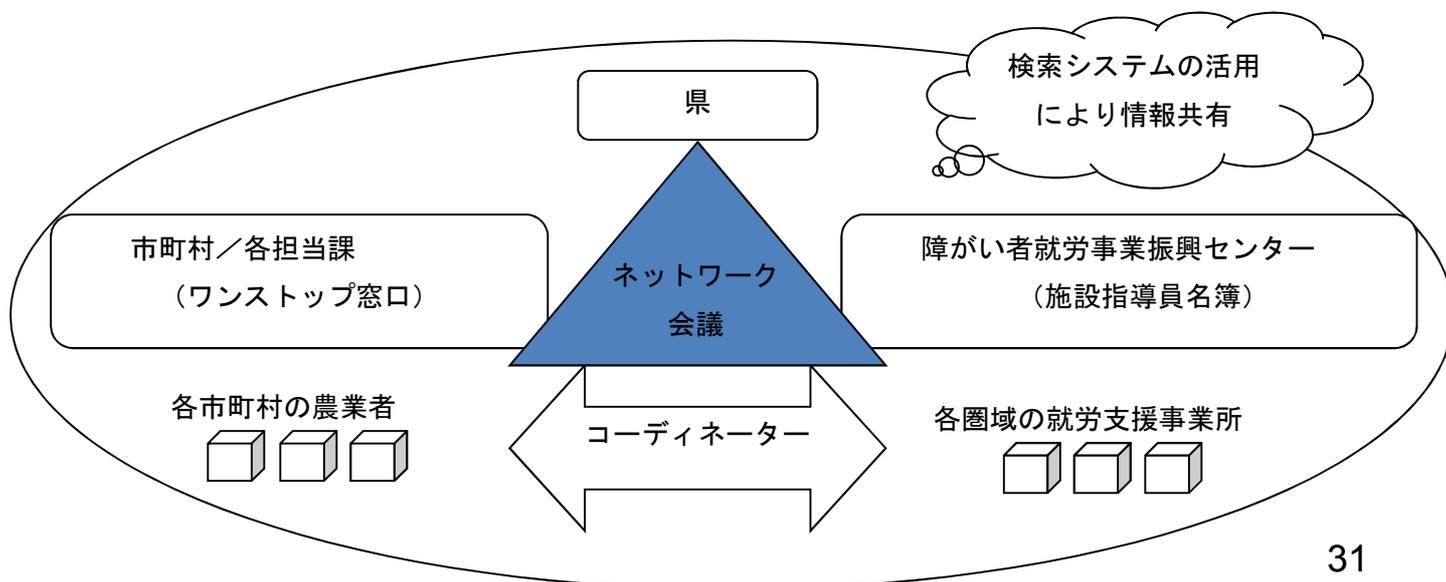
#### 3 主な内容

##### ○ワンストップ窓口の設置

今後設置される地域ネットワーク会議に各市町村の農福連携に関する担当課を構成団体に加え、障がい者の受け入れを検討する農業者の課題解決のためのワンストップ窓口とする。ワンストップ窓口がキャッチした農業者の状況をネットワーク会議で共有する。

##### ○支援体制を整備

ネットワーク会議では、各農業者の経営内容等を踏まえ、福祉関係の補助制度も合わせて活用できる支援を行う。また、障がい者就労事業振興センターが、各就労支援事業所の「施設指導員名簿」を作成し、必要なときに随時、農業者に「助っ人指導員」を派遣できる体制づくりを行う。



## 15 農福お見合い事業

### 【事業のポイント】

農業者および農業高校・農林大学校の生徒が障がい者と交流する機会を増やす取り組みを実施する。

### 1 背景・課題

農福連携は、このほど取り組みがスタートしたところであり、障がい者雇用に取り組む先進事例の情報が十分に周知されていないこと等により、農業者や農業関係学校の学生の間でも認知度が低い。

農業関係学校の学生が就農後、障がい者とともに働く機会があることが想定され、学生時代に具体的なイメージを持つことで、円滑な取り組みができると考える。また学生が、将来自営就農する際に障がい者雇用を活用することで得られる利点を知ること、より農福連携が進むものと考えられる。そこで、学生が障がい者と農業を行う機会を設けることで、学生と障がい者の農福連携事業に対する理解を深める。

### 2 目的

農業者および学生の農業における障がい者雇用への理解醸成

### 3 主な内容

#### ○ユニバーサルツアー等の実施

地域ネットワーク会議の事務局は、前述のユニバーサル農園検索システムを活用して障がい者雇用に取り組む農業者の情報を把握し、成功事例などについて周知を図る。

農福連携に関心を持つ農業者を募り、ユニバーサルツアーを開催。先進的な取り組みをする農業者、施設内作業を受託する施設を回り、障がい者雇用の実践の場を体感する。

検討段階に入った場合は、ワンストップ窓口につなぎ、ハード・ソフトの両面で受け入れ体制を整備する。

#### ○農福ボランティアバンクの実施

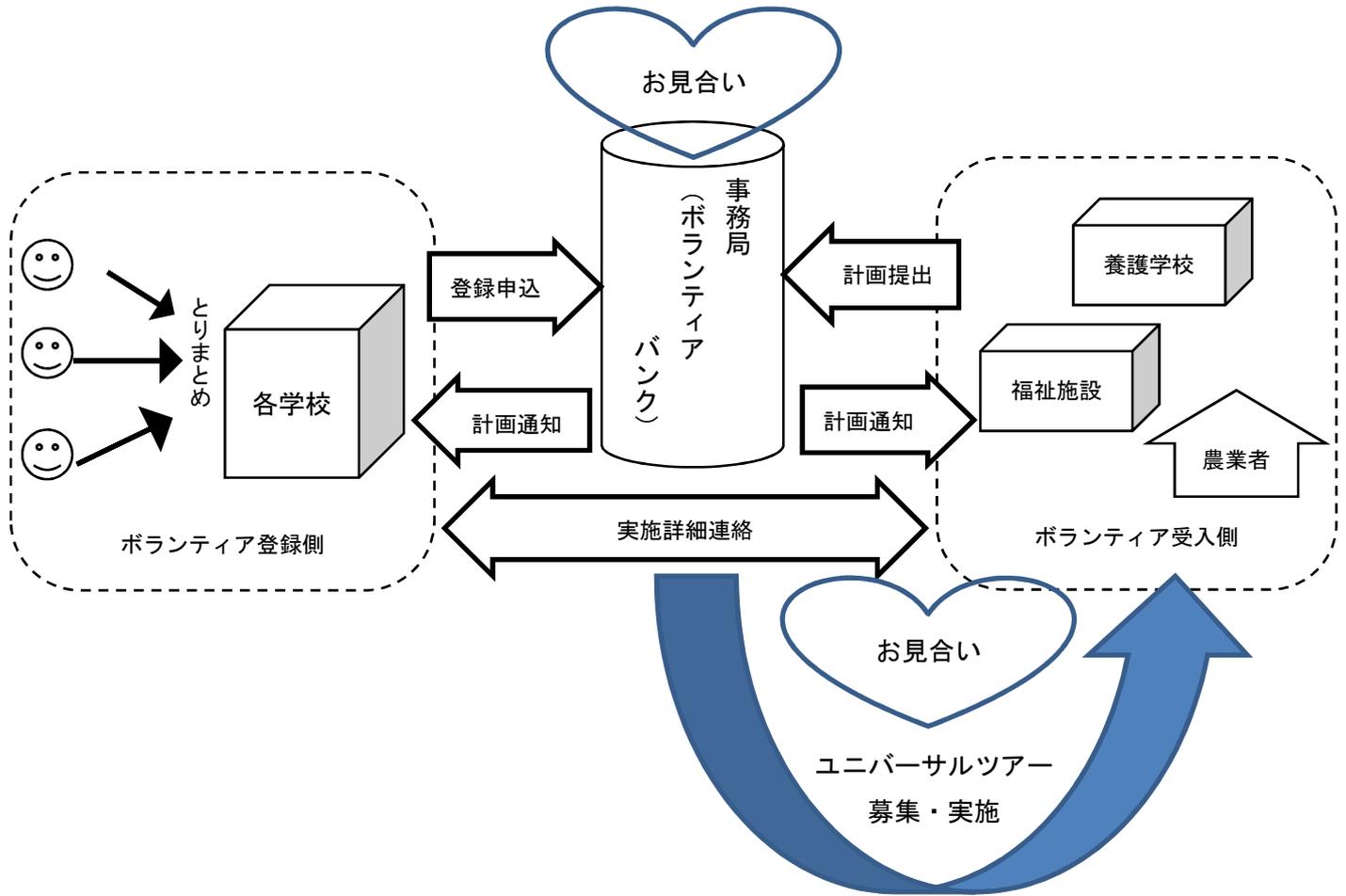
地域ネットワーク会議の事務局が、「農福ボランティアバンク」の管理運営を行う。ボランティアバンク登録対象者は、農業関係高校生・農林大学校生とする。登録方法は、年度当初に前述各学校に募集をかけ、各学校がとりまとめて事務局に申し込む。

他方、ボランティア受け入れ側は、園芸作業を実施している養護学校・福祉施設及び障がい者雇用に取り組む農業者とする。ボランティア受け入れ体制を整え、計画を年度当初に作成し、事務局に提出する。

事務局がボランティアの登録や派遣希望を受け付け・調整後、年間計画を作成し、双方に通知する。その後の連絡は、ボランティア登録者所属の学校と受入側が直接やりとりを行う。

なお、事務局は、年度当初に登録者・受入側それぞれに対する農福連携基礎講座を実施する。

【事業イメージ】



## 5 おわりに

このたびの若手政策提案(農業の担い手確保検討)について、現地事例研修・意見交換で、農業者、農業関係学校および関係者の方々に、快く対応いただき、みなさまの「農業の担い手確保対策」への熱い想いや細やかな取り組みについて伺うことができた。

農業の担い手対策は多岐にわたることから、このたびの政策提案について、いただいたご意見からメンバーが認識した課題や施策について検討を重ねていった。活動のなかで学んだことを今後の行政に活かしていきたい。

多くの関係者に、多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。